



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回は、雇用促進税制についてご紹介します。近年は、不況による影響で企業が採用活動を縮小するといったニュースを目にする機会が増えています。そのような状況下で、税制面から企業をサポートして、雇用の安定化を図るために創設されたのが当該制度です。

雇用促進税制の概要

雇用促進税制とは、平成23年4月1日から平成26年3月31日(※注1)までの期間内に始まる事業年度において従業員数が増加する等の一定の条件を満たした場合、増加する従業員1名につき20万円の税額控除の適用が受けられる制度です。ただし、当期の法人税額または所得税額の20%(大企業は10%)が税額控除の上限となっております。(※注1)個人事業主は、平成24年1月1日から平成26年12月31日

雇用促進税制の適用要件

雇用促進税制の対象となるための主な要件としては、5つあります。

- ①青色申告書を提出していること
 - ②当期、前期に会社都合による離職者がいないこと
 - ③前期より従業員数が2人以上増加していること(大企業は5人)
 - ④前期の従業員数より当期の従業員数が10%以上増加していること
 - ⑤従業員への給与等支給額が前期よりも一定以上(※注2)増加していること
- ただし、以下に該当する場合は、適用を受けることができません。

- 1. 風俗営業等を営んでいる場合(麻雀・パチンコ店等も含まれます)
- 2. 適用を受けようとする年度が、設立解散の日を含む場合、または精算中である場合(※注2) 当期の給与等支給額 \geq 前期の給与等支給額 + (前期の給与等支給額 \times (4)で算出した増加割合 \times 30%)

雇用促進税制の手続き

適用を受けるためには、①事業年度開始後2ヶ月以内に管轄のハローワークに雇用

促進計画書を提出します。次に、②事業年度終了後2ヶ月以内に管轄のハローワークに達成状況を記入した雇用促進計画書を提出して適用を受けられるか確認します。受理された場合は、③雇用促進計画書の写しを確定申告に添付して、税務署に申請します。以上3つの手続きが終了すれば適用を受けることができます。

終わりに

雇用促進税制は、細かな要件や手続きがありますが、従業員を増やそうと検討している会社等にとっては非常に有効な節税になります。雇用促進計画書を提出して増加目標に届かなくても罰則は特にありませんので、従業員の雇用を増加する計画がなかったとしても提出しておいた方がよいでしょう。中小企業の場合、大企業よりも要件が緩和されているので、検討してみたいかがでしょうか。雇用促進税制に関するご相談や手続きの代行を検討している方は、弊グループがご対応致しますのでお気軽にご連絡ください。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

厚生年金基金の現状と問題点

半数以上の基金が赤字!

世間を騒がせているA I J投資顧問による「年金消失問題」を受け、厚生労働省が行った厚生年金基金(以下、「基金」)に関する調査によると、全578基金のうち314基金において、年間の給付額が掛金(保険料)を上回ったということです(2011年3月期)。

積立不足の要因は?

積立不足の背景には、団塊世代の大量退職による年金受給者の増加があります。

また、現役社員が年々減少傾向にあり、支給総額から掛金総額を引いた差額は約1,300億円(2010年度)にも上っており、今後はさらに拡大することが考えられます。

運用利回り設定の問題点

将来の年金給付原資を確保するために必要な運用利回りについて、大企業においては一般的に「2~3%程度」となっているようですが、中小企業が中心の基金では、約9割が

「5.5%」といった高水準に設定されています。

運用難をどう乗り切るか

約4割の基金では、積立金について企業年金分がまったくないうえに、公的年金分(代行部分)も不足しているとのこと。財政悪化に対処するために退職者が受給している企業年金の減額を行うことも考えられますが、受給者の「3分の2以上の同意」が必要となるなど手続き難しくなっています。

そこで、厚生労働省では、企業年金の減額を認める要件を「過半数の同意」に下げる案を検討しており、現役世代への過度の負担を防止することを考えています。

今年の新社員はどんなタイプ?

平成24年4月入社の新入社員

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」では、平成24年4月入社の新入社員の特徴をまとめました。この研究会は学識経験者などで構成されており、就職・採用環境の動向等の調査研究を行い、その年の

新入社員の特徴をネーミングをしています。

今年は「奇跡の一本松型」

発表された今年の新入社員のタイプは、『奇跡の一本松型』とのこと。『奇跡の一本松』とは、東日本大震災で発生した巨大津波にも耐えて生き残った松のことであり、復興に向けて多くの人に勇気を与えました。

研究会では、「大卒予定者の就職内定率が過去3番目に低い(80.5%)という厳しい状況の中、就職戦線乗り越えてきた若者たちの頑張りを賞賛したい」と、ネーミングの理由を説明しています。

過去のネーミングは?

平成21年『エコバック型』…環境問題に関心が強く、節約志向で無駄を嫌う傾向がある。

平成22年『ETC型』…性急に関係を築こうとすると直前まで心のバーが開かないので、スピードの出し過ぎに注意。

平成23年『はやぶさ型』…東日本大震災の発生により発表は見送り。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

Q 証券会社の金融商品に関する説明不足で損害を被ったら？

証券会社に勧誘され金融商品の投資をしましたが、大きな損害を出しただけに終わってしまいました。被った損害の賠償請求を、証券会社に対してできるでしょうか。

A 適合性の原則

金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）は、証券会社は顧客（特定投資家と呼ばれるプロの顧客を除きます。）に対して勧誘をする際には、顧客の知識、経験、財産の状況と投資目的に照らして不相当と認められる勧誘を行ってはならないとしています（適合性の原則、金商法40条1項）。

これにより、証券会社の顧客に対する金融商品の勧誘は、当該金融商品が当該顧客に対する適合性を満たすものでなければならず（狭義の適合性の原則）、適合性を満たしても、当該顧客の知識、経験、財産の状

況と投資目的に適合した形での勧誘を行わなければなりません（広義の適合性の原則）。

証券会社に適合性原則違反があった場合は、証券会社と外務員が行政処分の対象となるほか、証券会社の担当者が顧客の意向と実情に反して明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をして投資させたときは、不法行為が成立すると解されています。本件の場合も、証券会社による勧誘の状況によっては、損害賠償請求が可能となります。

顧客の負担軽減

金融商品販売法（以下、「金販法」といいます。）では、証券会社に対して適合性の原則に従った説明を義務づけています（金販法3条2項）。また、一般の不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条、715条）に比べ、証券会社側の故意・過失が要件ではなく（金販法5条）、権利侵害（違法性）と損害との間の因果関係と損害額が推定される（金販法6条1項）点で、顧客側の負担が軽減されています。

証券会社との交渉

証券会社が電話や面談で応じてもらえない場合は、書面を送付して交渉を開始します。具体的には、最初から支払方法と支払期限を指定して内容証明郵便を送付する方法も考えられますが、相手方との柔軟な交渉の余地がある場合は、交渉の契機となる書面をまず普通郵便で送付して交渉を早期に開始する方が現実的な場合もあります。

損害賠償の合意ができた場合には、支払方法や支払期限を明確にした合意書を交わします。さらに清算条項を設け、同じ事案に関してさらなる損害賠償請求はできない旨を規定しておくのが一般的です。

話し合いで解決しない場合は、証券・金融商品あっせん相談センターによるあっせん制度（金融ADR）を利用する方法や、裁判所を利用する手続として調停委員を介して話し合いを行う民事調停もあります。

以上でもまとまらない場合は、訴訟提起して請求することになります。

i お知らせ

セミナー開催のお知らせ

当事務所セミナールームにて、5月31日（木）、6月8日（金）、6月22日（金）の計3回、『香港進出セミナー』を開催いたします。HSBC銀行の個人口座開設などの話もありますので、経営者様以外の方でも、ぜひ香港に興味がある方にたくさんご参加いただければ幸いです。必要事項を記載の上、FAXまたは seminar@shiodome.co.jp までメールにてお申込み下さい。

初回から内容が特異なもので申し訳ありませんが、今後はより一般的な『節税セミナー』『保険の基礎知識セミナー』なども企画してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

【セミナーご案内】

<http://shiodome.co.jp/seminar/hongkong201205-06.pdf>

会計税務スタッフ若干名募集

現在、弊グループでは会計税務スタッフ（正社員）を若干名募集しております。お心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介いただければ幸いです。

- ・明るく元気がある方
- ・周囲と協調して仕事に取り組める方
- ・税理士試験科目1科目以上（実務経験あればなお可）

【求人情報詳細】

<http://shiodome.co.jp/recruit.html>

5月の税務と労務の手続き【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]